

広報ひがし

土地改良区の現状 令和5年4月現在

- 組合員数 2,104人
- 面積 2,138.1ha
- 内田 1,934.0ha
- 畑 204.1ha

第28号

令和5年10月20日発行



農林水産大臣表彰を授与される佐藤理事長
砂防会館「シェンバツハ・サポー」にて(令和5年3月23日)

表彰状



仙台東土地改良区



御 挨拶



仙台東土地改良区

理事長 佐藤 稔

広報「ひがし」第28号の発刊にあたりご挨拶を申し上げます。組合員の皆様はじめ関係機関の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととご拝察申し上げます。また、常日頃より仙台東土地改良区の運営及び各種事業推進に対しご理解とご協力を賜っておりますことに衷心より感謝と御礼を申し上げます。

昨年の稲作の作況は最終的には平年並みに落ち着きましたが、本年は梅雨明け以降8月末になっても気温が35度前後の異常な猛暑日が続き、宮城県はもとより国内の至る所で河川、ダム、溜池等の水不足が大きな話題となりました。当土地改良区におきましても渇水状況が続きましたが、組合員の皆様の節水のご協力をいただきながらなんとか乗り切る事が出来ました。しかしながら、品質・作柄が心配される所でもあります。

東日本大震災から12年が過ぎ「再生へ心をついに自分たちのことは自分たちで」を合言葉に復旧・復興を進めてまいりましたが、農業を取り巻く情勢は予断を許さないものがあります。農業従事者の高齢化や減少等により地域の農業に様々な問題が浮上し、農業が魅力ある職業として次世代の担い手に引き継ぐ為に何をしなければならぬかが問われています。

昨今の社会情勢も変化しており、新型コロナウイルス感染症も本年5月8日より2類から5類に感染症の法律上の位置付けが変更され、日常を取り戻したかに見えますが、相変わらず感染者は身近な所で発生しております。また、ウクライナ紛争は更に深刻化し穀物の流通やエネルギー価格に大きな影響を及ぼし、国内のエネルギー価格の高騰や生産資材・食料品等の

物価が高止まりで推移し続けております。このことは改良区の運営にとっても大きな痛手となる事柄なので、維持管理費軽減策等について国、県、仙台市等関係機関への働きかけを継続していきたいと思っております。

さてこのたび、本年3月23日に『第64回全国土地改良功労者等表彰・優良土地改良区農林水産大臣表彰』を受賞いたしました。その功績事由は、「平成23年3月11日の東日本大震災において受益地の約8割が被災し、土地改良施設のほとんどが使用不能となる壊滅的な被害を受けた状況の中、各地に避難した組合員等と復旧・復興の必要性と合意形成を図る説明会を幾度となく繰り返し、災害復旧関連区画整理事業を積極的に進め、管内の創造的な復興を成し遂げたのは、組合員全員の協力と、将来を見据え使命感を持って昼夜奔走した関係者全員の成果である。」この事が最大の理由であります。

東京での授賞式に参列し、翌日の仙台東土地改良区第27回総代会に於きまして、総代・役員の皆様にご披露させていただいております。

令和5年度の半年が過ぎ、農業情勢を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、組合員の皆様はもとより、国、県、仙台市等関係機関、関係諸団体の皆様の特段のご支援・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。皆様の負託に応えられますよう役員・職員共に頑張っております。

最後になりますが、組合員の皆様はじめ関係各位のご健康とご多幸、ご繁栄をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

通常総代会開催

令和5年3月24日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、第27回通常総代会が開催されました。六郷地区井土選出、大友新総代の議長により下記議案が審議され、原案どおり承認されました。

- 第1号議案 仙台東土地改良区定款の一部改正(案)について
- 第2号議案 仙台東土地改良区定款第3条別表の一部改正(案)について
- 第3号議案 仙台東土地改良区職員給与規定の一部改正(案)について
- 第4号議案 令和4年度一般会計収入支出補正予算(案)について
- 第5号議案 令和4年度特別会計(太陽光発電所)収入支出補正予算(案)について
- 第6号議案 令和5年度事業計画(案)について
- 第7号議案 令和5年度一般会計収入支出予算(案)について
- 第8号議案 令和5年度一般会計賦課金賦課徴収方法(案)について
- 第9号議案 令和5年度役員報酬(案)について
- 第10号議案 令和5年度維持管理決済金(案)について
- 第11号議案 令和5年度特別会計(太陽光発電所)収入支出予算(案)について
- 第12号議案 令和5年度収入金の預け入れ金融機関(案)について



佐藤理事長挨拶



議長 大友新総代(井土地区)



総代会の様子

臨時総代会開催

令和5年7月21日午後2時より仙台東土地改良区会議室において、令和5年度臨時総代会が開催されました。七郷地区藤田選出、伊藤博総代の議長により下記議案が審議され、原案どおり承認されました。

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案 令和4年度一般会計財産目録の承認について
- 第3号議案 令和4年度特別会計(太陽光発電所)財産目録の承認について
- 第4号議案 令和4年度一般会計収入支出決算承認について
- 第5号議案 令和4年度特別会計(太陽光発電所)収入支出決算承認について
- 第6号議案 令和4年度決算監査意見書
- 第7号議案 令和5年度一般会計収入支出補正予算(案)について
- 第7号議案 令和5年度特別会計(太陽光発電所)収入支出補正予算(案)について



佐藤理事長挨拶



議長 伊藤博総代(藤田地区)



総代会の様子

令和4年度 決算状況

(1) 収入支出決算額

【一般会計】

■収入決算額……………262,783,918円

■支出決算額……………244,929,841円

(単位:円)

科 目	決 算 額
土地改良事業収入	122,727,248
附 帯 事 業 収 入	561,800
特定資産運用収入	2,033
補 助 金 等 収 入	20,691,500
業 務 受 託 料 収 入	12,410,200
雑 収 入	34,761,580
特定資産取崩収入	11,419,310
徴収換地清算金収入	887
他 会 計 繰 入 金	30,300,000
繰 越 金	29,909,360

科 目	決 算 額
土地改良事業支出	118,170,603
一 般 管 理 費 支 出	74,731,855
借 入 金 返 済 支 出	9,419,310
支 払 利 息	382,461
支払換地清算金支出	260,595
特定資産積立支出	12,132,610
繰 越 金	29,832,407

【特別会計】

■収入決算額……………59,076,045円

■支出決算額……………59,076,045円

(単位:円)

科 目	決 算 額
発 電 事 業 収 入	59,075,055
特定資産運用収入	593
雑 収 入	397

科 目	決 算 額
発 電 事 業 支 出	2,278,914
特定資産積立支出	26,397,131
他 会 計 繰 出 金	30,300,000
繰 越 金	100,000

(2) 財産目録

【一般会計】

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	82,600,569	流 動 負 債	45,214,396
現金及び貯金	30,006,447	未 払 金	34,670,163
未 収 賦 課 金 等	372,862	預 り 金	174,040
換地清算金未収金	69,882	短 期 借 入 金	9,513,503
そ の 他 未 収 金	52,139,300	換地清算金未払金	856,690
貯 蔵 品	12,078	固 定 負 債	75,629,341
固 定 資 産	2,383,197,159	その他の長期借入金	19,313,366
基 本 財 産	0	職 員 退 職 給 付 引 当 金	56,315,975
特 定 資 産	2,012,548,132		
そ の 他 固 定 資 産	370,649,027	負 債 合 計	120,843,737
繰 延 資 産	0	正 味 財 産 の 部	
資 産 合 計	2,465,797,728	正 味 財 産 合 計	2,344,953,991

【特別会計(太陽光発電所)】

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	100,000	流 動 負 債	0
現 金 及 び 貯 金	100,000	固 定 負 債	0
固 定 資 産	96,897,262		
基 本 財 産	0		
特 定 資 産	96,897,262		
そ の 他 固 定 資 産	0	負 債 合 計	0
繰 延 資 産	0	正 味 財 産 の 部	
資 産 合 計	96,997,262	正 味 財 産 合 計	96,997,262

令和5年度 予算概要

【一般会計】

■収入予算額 209,605,125円

■支出予算額 209,605,125円

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額
土地改良事業収入	123,307,400	123,195,059
附 帯 事 業 収 入	500,000	683,500
特定資産運用収入	900	900
補 助 金 等 収 入	17,700,000	16,700,000
業 務 委 託 料 収 入	13,654,300	12,410,200
雑 収 入	827,731	37,321,511
特定資産取崩収入	2,000,000	2,000,000
徴収換地清算金収入	69,882	70,769
他 会 計 繰 入 金	29,300,000	30,300,000
繰 越 金	22,244,912	29,909,360

科 目	本年度予算額	前年度予算額
土地改良事業支出	88,224,300	130,576,200
一般管理費支出	81,086,000	87,566,000
借入金返済支出	10,000,000	9,419,310
支 払 利 息	288,268	382,461
支払換地清算金支出	806,690	1,117,285
特定資産積立支出	18,100,500	12,300,900
繰 越 金	10,000,000	10,000,000
予 備 費	1,099,367	1,229,143

【特別会計】

■収入予算額 57,001,300円

■支出予算額 57,001,300円

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額
発 電 事 業 収 入	57,000,000	62,000,000
特定資産運用収入	300	300
他 会 計 繰 入 金	1,000	1,000

科 目	本年度予算額	前年度予算額
発 電 事 業 支 出	2,925,000	2,363,000
一般管理費支出	4,776,300	1,660,000
特定資産積立支出	20,000,000	27,678,300
他 会 計 繰 出 金	29,300,000	30,300,000

令和5年度 経常賦課金

令和5年度の経常賦課金は、下記のとおりです。(賦課金は毎年4月1日現在の土地改良区台帳の面積を基に算出されます。)

種 別			1,000㎡当り賦課額	賦課期日	納 期 限
経 常 部	管 内 全 域	経常賦課金	田 5,700円、畑 2,850円	5 月 末 日	7 月 末 日

当土地改良区では、経常賦課金のお支払いを仙台農業協同組合（JA仙台）の自動口座振替にて実施しております。まだ申し込みをされていない方は是非ご利用願います。

申し込み手続き

土地改良区で『口座振替依頼書』に必要事項を記入していただきます。申し込みには印鑑(届出印)をお持ち下さい。

振替日と残高確認の励行

ご指定の貯金口座より納期期限に振替させていただきます。従って、振替日に貯金口座の残高が不足していると振替ができませんので、あらかじめ振替日が近づきましたら貯金残高の確認をお願いします。

賦課金のお支払いはお忘れなく!!
 納期限を過ぎると延滞金が発生いたします。
 分割払いも承っておりますのでご相談下さい。



令和5年度 決済金

区 分	地 域	種 別	金 額 (1㎡当り)
経 常 賦 課 金	全 地 域	維持管理決済金	地 目 別 決 済 額
			田 26円、畑 13円

☆農地転用・用地買収等農地から除外する場合は決済金のお支払いが必要となります。
 ☆その他に、納めていなかった経常賦課金がある場合は、精算していただきます。

土地改良区の届出書類

書類の名称	関係のある届出内容
○ 組合員資格得喪通知書	・組合員変更 ・農地転用(農地法 第4条、5条) ・農地移動(農地法 第3条 / 売買、贈与、賃貸借 等) ・土地の分筆・合筆・改良工事 ・地区除外申請 等
○ 住所・電話番号変更届	・住所変更 ・電話番号変更
○ 農地転用等の通知書 ○ 農地転用に関する協議書	・農地転用(農地法 第4条、5条)
○ 地区除外申請書	・農地転用(農地法 第4条、5条) ・地区除外申請
○ 農地移動確認証明願	・農地移動(農地法 第3条/売買、贈与、賃貸借 等)
○ 口座振替依頼書	・賦課金の口座振替(新規/停止)
○ 農地の所有者及び耕作者の異動申告書	・所有者の変更(相続) ・耕作者の変更(新規契約/契約解除)
○ 工事同意願	・橋(暗渠を含む) ・水路護岸 ・水路横断管理設等
○ 雨水放流承認願	・敷地内の雨水を放流する場合
○ 下水放流承認願	・浄化槽処理水放流 ・雑排水放流 等

※詳しくはお問い合わせください。

令和4年度 維持管理事業

1. 維持管理施設の状況

1) 幹線支線用水路

六郷堀(600m)、七郷堀(1,200m)、高砂堀(950m)、仙台堀(500m)、鞍配堀(1,000m)の各幹線水路は例年通り、若林区役所・宮城野区役所発注の業者により法面の除草作業、浚渫工事が行われました。

また、仙台バイパス下流の幹線・支線水路については、仙台市より補助金交付を受け組合員総出役作業により各集落の管理丁場は計画通り完了することが出来ました。

2) 揚排水機場

各揚排水機場のポンプ及び補機類などは業者委託により保守点検を行い、機場運転手、各揚排水施設管理者の調整により円滑な通水が行われました。

3) 幹線支線排水路

各幹線支線排水路は稲刈前の落水時期と台風などに備え、流水に支障を来さないように管内一斉による刈払い清掃を8月末日までに組合員総出役により実施しました。

4) 他事業との関係

仙台市或いは関係者が行う農道及び水路等の土地改良施設に関する工事は全て各関係機関と協議の上、用排水に支障を来さないように施工しました。今後も土地改良施設の良好な管理と公益的機能の役割を果たすため、関係者及び組合員皆様の協力が必要と思われま

2. 維持管理工事の施工状況

- 1) 工事費・水路維持費(用排水路・パイプライン)
用排水路の修繕・ゲートの交換整備補修等
.....29件
- 2) 修繕費(揚排水機場)
補機類の修理・電気設備工事等.....2件
- 3) 業務委託費
東北電気保安協会・始動前の保守点検業務
.....5件
- 4) 工事費・道路維持費
農道の整地等.....2件
- 5) 協議、承認件数(40件)
協議件数.....21件
工事同意承認件数.....11件
雨水放流承認件数.....7件
下水放流承認件数.....1件

■維持管理費・修繕費

勾配修正工事(若林区荒井字藤田地内)



施工前



施工中



完了後

角串堀修繕工事(宮城野区岡田字岡田中地内)



施工前



施工中



完了後

国営造成施設管理体制設備促進事業

水利施設強化事業 12,000,000円・推進活動費300,000円
 負担割合 (国50%・県1%・市49%)

啓発活動(大沼周辺清掃美化活動)

令和5年3月14日、昨年同様新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小し関係機関のみで大沼周辺掃除美化活動を実施しました。

また、開催主体の仙台東地区管理体制整備推進協議会は令和4年度をもって解散となりましたが、今後の活動は当土地改良区が引き続き実施いたします。

次回の開催につきましては、一般市民の方々からの参加を検討しております。詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせいたします。皆様のご参加をお待ちしておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



清掃活動状況



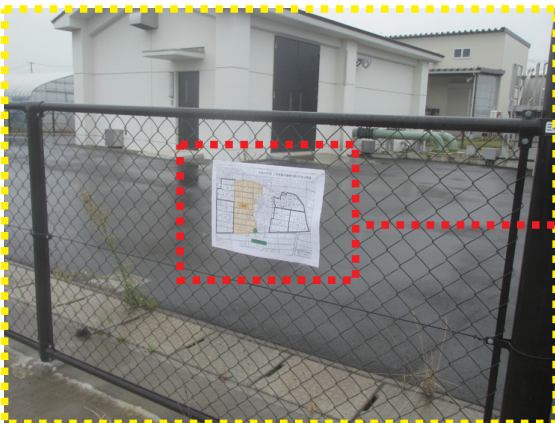
参加者による集合写真

土地改良区からのお願い

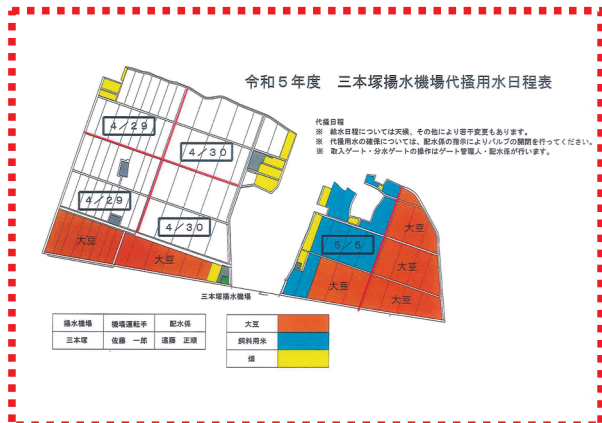
代掻き・田植え時期について

当土地改良区の用水はパイプラインを通して各水田へ供給する方法となっております。(一部の開水路を除く)

そこで代掻き用水は各ブロック毎に日割りのエリアを決めて用水を供給することになります。**通水日程については毎年4月上旬以降、揚水機場とホームページにおいて掲示**しておりますので、各自確認の上、農作業を行っていただきますようご理解とご協力をお願いします。



六郷2ブロック三本塚揚水機場



代掻き用水日程表(参考)

自己負担になります!!

給水口(給水栓、給水ボックス)や排水口(排水桝、暗渠排水)、コンクリート桝などの個人財産に当たる施設をトラクターやコンバイン、草刈り機械などで**誤って破損した場合の補修費用は、自己負担**となりますので、農作業の際は充分ご注意下さい。



給水栓操作時の注意点!

給水栓を操作する際は絶対に**顔を近づけないよう**ご注意願います。パイプの接合部分が接着剤の硬化、経年劣化等により水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりしてケガをする事故が心配されます。また、給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度バルブを**全開**にしてゴミを取り除いて下さい。

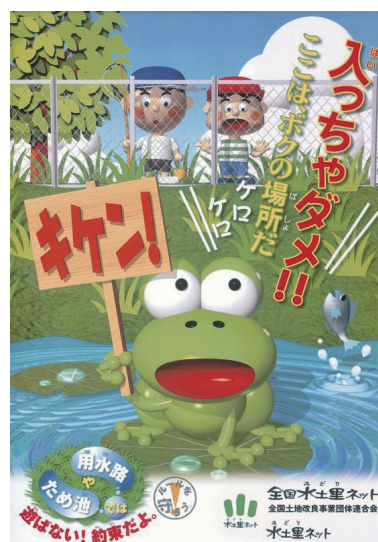


水路やため池の水難事故防止にご協力を!

痛ましい事故を未然に防ぐためにも、日頃から水路やため池などの危険な場所へは近づかないよう、子供や高齢者へ、家族・地域ぐるみで是非お声かけをお願いします。

当土地改良区では防護柵、事故防止看板の設置、小学校、幼稚園、保育園等に対する子供たちへの注意指導のお願いなど行っております。

今後も引き続き水難事故防止に努めて参りますので、皆様方のご協力をお願いいたします。



大雨時は用水を停止します

大雨や台風が予想される場合等、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。雨が止んでも河川の状況や下流部の排水状況により、すぐには通水出来ないことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

用水管理について

農業用水は、河川管理者(国土交通省)より許可された水利権によって、取水量や期間が定められており、組合員の共有財産であります。

限りある農業用水を公平に利用する為、一人ひとりの「適切な水管理」「譲り合いの精神」を大切に、「ご協力をお願いします」。



こんなときにはすぐ連絡を

当土地改良区で管理する土地改良施設への事故等による破損事故が管内で多発しております。このような時には原因者の責任で復旧することになりますが、原因者不明の場合は土地改良区の負担で復旧工事をしなければなりません。**事故による施設破損事故を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいますようお願いいたします。**



ゴミの不法投棄

農業用排水路への粗大ゴミ等の不法投棄は毎年増える一方です。家電製品や家具類をわざわざ水路敷や水路の中へ並べていくなど、悪質になってきております。それらのゴミが排水の流れを阻害し、道路・住宅への冠水被害の原因にもなりかねません。また、**それらによって起きた事故等の損害経費は全て土地改良区組合員の負担となりますのでゴミ等の不法投棄をしないよう呼びかけをして下さいますようお願いいたします。**



土地改良区からのお知らせ

任期満了に伴う改選のお知らせ

「総代総選挙執行」について

現在就任しております総代の皆様は、令和6年5月20日をもって任期満了を迎えます。

そのため、総代選挙の具体的な日程等については、令和6年3月末に改めてお知らせしますので、宜しくお願いたします。また、総代総選挙にあたり選挙人名簿の調整を行います。選挙人名簿については、組合員資格を有している方の名簿記載となりますので、経営移譲、組合員の死亡等による相続、その他の事由により組合員名簿に変更が生じた場合には、あらかじめ土地改良区への届け出をお願いいたします。

用排水調整委員の改選について

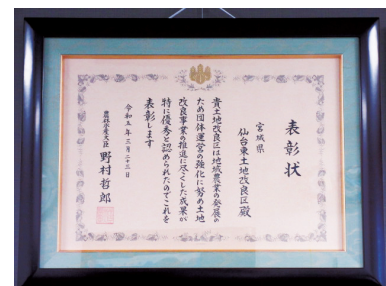
現在就任しております用排水調整委員の皆様は令和6年3月31日をもって任期満了を迎えます。

そのため、仙台東土地改良区全般の用水・排水について調整をしていただく委員を関係地区ご協議の上、ご推薦していただきますようお願いいたします。

なお、推薦書につきましては、令和6年1月末に各実行組合長へお送りしますので、宜しくお願いたします。

農林水産大臣表彰受賞

令和5年3月23日、第64回全国土地改良功労者等表彰式が東京都千代田区の砂防会館「シェーンバッハ・サボー」において開催され、当土地改良区が団体表彰の部で農林水産大臣表彰を受賞しました。



土地改良功労者表彰

永年土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、次の方々が土地改良功労者として表彰されました。

宮城県土地改良事業団体連合会仙台支部長表彰

(令和5年6月26日、宮城県土地改良事業団体連合会・仙台支部第65回通常総会にて)

役員部 芳賀 正 理事
庄子 喜朗 理事

宮城県土地改良事業団体連合会会長表彰

(令和5年9月8日、令和5年度宮城県土地改良大会にて)

役員部 木村 浩市 副理事長
伊藤 憲一 総括監事



手続きは忘れずに!!

以下のようなときは必ず土地改良区に届出をして下さい。

①農地を転用する場合

土地改良区の区域内であれば、手続きや決済金の納付が必要となります。たとえ、地目が“畑”等であっても改良区までご確認ください。田に盛土など現状を変える場合もご相談下さい。

②農地を公共用地（道路・河川）に買収された場合及び地目変更される場合

この場合も手続きや決済金の納付が必要となります。

※決済金の徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、自供負担金及び長期負担借入金並びに施設の維持管理等の負担額を一時払いで決済していただくものです。

③組合員の資格に移動があった場合

- ・農地を売買又は交換したとき。相続又は、贈与されたとき。
- ・農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなったとき。
- ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても土地改良区はわかりません。
直接改良区に届け出がなければ、土地改良区の台帳は変更されませんのでご注意下さい。

届出用紙は土地改良区に準備してあります。

滞納賦課金は新しい組合員が負担!!

農地の移動・売買の際、その土地の賦課金に滞納がある場合は、買った人が滞納賦課金を支払うよう法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。土地改良区に確かめてから契約するよう注意してください。



〒984-0032 仙台市若林区荒井字上目南20
TEL.022-288-5026 FAX.022-288-5208
E-mail:sendai.e.tokai@orion.ocn.ne.jp
<https://www.midorinet-higashi.com/>

